

鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号。以下「法」という。）に規定する資金）の貸付けを行う融資機関に対し、就農支援資金の融資の円滑化を図り、もって認定就農者（新たに就農しようとする青年等であって、法第4条に基づく就農計画の認定を受けた者をいう。）の農業経営の安定に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、就農支援資金の貸付けを行う融資機関に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における次に掲げる額の合計額以下とする。

- (1) 就農支援資金の貸付金の合計額に0.0081を乗じて得た額に相当する金額
- (2) 就農支援資金の償還金の合計額に0.00405を乗じて得た額に相当する金額

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請及び規則第17条第1項の規定による実績報告は、毎年1月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。この場合、規則第18条第1項の規定による交付額の確定を併せて行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月20日から施行し平成21年4月1日から適用する。

2 平成21年度の補助金については、第3条第2項中「毎年1月1日から12月31日まで」を「4月1日から12月31日まで」と読み替えて適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金事業計画書及び実績報告書

区 分	件 数	金 額	基 準 率	補 助 金 額
貸 付 金		円	0.0081	円
償 還 金		円	0.00405	円
合 計		円		円

様式第2号（第4条関係）

年度鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金事業収支決算書

1 収入の部

区 分	本年度決算額	前年度決算額	対 比 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度決算額	前年度決算額	対 比 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第3号（第5条関係）

（ 番 号 ）

年 月 日

様

鳥 取 県 知 事

年度鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金交付要綱（平成21年11月20日付第200900102030号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。